

保在第 154 号
平成 29 年 5 月 15 日

福岡市保健福祉審議会
委員長 石田重森 様

福岡市長 高島 宗一郎

「第 5 期福岡市障がい福祉計画」(平成 30 年度～32 年度)の策定について(諮問)

福岡市における障がい保健福祉施策につきましては、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として策定した「第 4 期福岡市障がい福祉計画」に基づき、計画的に推進しています。

また、この度、改正がなされた児童福祉法(平成 30 年 4 月 1 日施行)において、市町村は「市町村障害児福祉計画」を定めるものとされており、また、当該計画は、上記市町村障害福祉計画と一体のものとして策定することができることとされていることから、これらの 2 つの計画を統合したうえで、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定した「福岡市保健福祉総合計画障がい者分野」(平成 28 年度～32 年度)等との整合を図りながら、「第 5 期福岡市障がい福祉計画」(平成 30 年度～32 年度)を策定することとしております。

なお、市町村障害福祉計画は、3 年ごとの計画策定が基本指針により定められております。このため、「第 5 期福岡市障がい福祉計画」(平成 30 年度～32 年度)は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや児童福祉法に基づく障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、平成 32 年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるため、平成 29 年度内に策定する必要がございます。

つきましては、「第 5 期福岡市障がい福祉計画」(平成 30 年度～32 年度)の策定について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。